

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

東京地下鉄株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年10月7日

【会社名】 東京地下鉄株式会社

【英訳名】 Tokyo Metro Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 村 明 義

【本店の所在の場所】 東京都台東区東上野三丁目19番6号

【電話番号】 03 (3837) 7022

【事務連絡者氏名】 I R室長 市 川 裕 信

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区東上野三丁目19番6号

【電話番号】 03 (3837) 7022

【事務連絡者氏名】 I R室長 市 川 裕 信

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2024年9月20日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク (3) 当社グループの経営に関連するリスク」に記載を追加するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 [企業情報]	1
第2 [事業の状況]	1
3 [事業等のリスク]	1
(3) 当社グループの経営に関連するリスク	

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【事業等のリスク】

(3) 当社グループの経営に関連するリスク

(訂正前)

⑨ コンプライアンスについて

当社グループは、「コンプライアンスに関する規定」、「東京メトログループコンプライアンス行動基準」などの周知、徹底に加え、コンプライアンス教育を定期的実施するなどの啓発活動を行うとともに、コンプライアンスに反する行為等を通報できる「企業倫理向上窓口」を設置するなど、コンプライアンス体制の整備・拡充に努めています。

しかしながら、当社グループの役職員によるコンプライアンスに反する行為が発生した場合には、法令等に基づく罰則や規制当局による処分、コンプライアンス違反に起因する損害賠償請求等を受けること等により、当社グループの社会的信用が低下するとともに、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

⑨ コンプライアンスについて

当社グループは、「コンプライアンスに関する規定」、「東京メトログループコンプライアンス行動基準」などの周知、徹底に加え、コンプライアンス教育を定期的実施するなどの啓発活動を行うとともに、コンプライアンスに反する行為等を通報できる「企業倫理向上窓口」を設置するなど、コンプライアンス体制の整備・拡充に努めています。

しかしながら、当社グループの役職員によるコンプライアンスに反する行為が発生した場合には、法令等に基づく罰則や規制当局による処分、コンプライアンス違反に起因する損害賠償請求等を受けること等により、当社グループの社会的信用が低下するとともに、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、2024年9月12日、国土交通省関東運輸局からの鉄道車両における輪軸の緊急点検の指示を受け、当社の輪軸組立作業についての検査を実施したところ、全体の約2%にあたる222軸において、車輪圧入作業における圧入力値が社内基準値を超過していたこと、及び社内基準値を満たすために、関連記録を手動で修正する慣行が当該作業に従事している当社グループ従業員の間で常態化していたことが判明しました。なお、当該社内基準値は、日本産業規格(JIS E4504)に基づく圧入力値の最大値となっています。一般的に、高い圧入力値は車軸に損傷を与える可能性があります。社内基準値の+10%以内であった220軸については、安全性を確認した上で使用しており、社内基準値に対して+10%を超えた2軸については、直ちに使用を中止しています。当社は、今後同様の問題が発生しないよう対策を実施していますが、上記の不正行為に関連して、規制当局による処分の対象となった場合や新たな対策を求められることとなった場合等には、コンプライアンスへの取組に関連する費用の発生等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。